

松戸市と株式会社千葉ジェッツふなばしとの包括連携に関するプースタウン
協定書

松戸市（以下「甲」という。）と株式会社千葉ジェッツふなばし（以下「乙」とい
う。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、バスケットボールというスポーツ活動を通じて、相互
が緊密な連携と協働による活動を推進することにより、活力ある地域社会の形成及び
市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携して取
り組むものとする。

- (1) スポーツの振興に関すること
- (2) 地域活性化に関すること
- (3) SDG s の推進に関すること
- (4) 子育て支援、青少年の健全育成に関すること
- (5) 市民の健康増進に関すること
- (6) 地域産業・観光の振興に関すること
- (7) 地域の安全・安心に関すること
- (8) シティプロモーションに関すること
- (9) その他前条の目的を達成するため、甲及び乙が必要であると認めること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行う
ものとし、連携事項の詳細については、甲乙協議の上、取り決めるものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携により相手方から受領した情報について、第
1条に定める目的の範囲内でのみ使用するものとし、相手方の書面による事前の承諾
なく第三者に開示又は漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の
責務を負うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、本協定の有効期

間満了の日から2か月前までに甲又は乙のいずれからも申出がないときは、1年間更
新するものとし、その後も同様とする。

（解除）

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、解除希望日の1か月前
までに書面をもって相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。

（疑義等の解決）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に関して疑義等が生じたときは、甲
乙協議の上、別途定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年8月26日

甲 千葉県松戸市根本387番地の5

松戸市
市長

市郷谷健次 

乙 千葉県船橋市湊町2丁目3-17湯浅船橋ビル6F

株式会社千葉ジェッツふなばし

代表取締役社長

田村 征也 